県出資法人に関する見直し
について

平成 18 年 3 月
新潟県

目　次

１　見直しの背景と取組 1

２　見直し対象法人 2

３　見直しの位置付け 2

４　見直しの基本的考え方 3

５　見直し内容・実施スケジュール一覧 6

６　見直しの推進体制（進行管理） 10

別表　法人毎の見直し内容・実施スケジュール 11

参考資料　県出資法人に対する県関与の状況

１　見直しの背景と取組

県では、平成 13 年度に「県の出資法人に対する運営指導方針」を策定し、基本財産、資本金等について、25 パーセント以上の出資を行っている等、特に県と密接な関係を有する法人に対し、毎年度、経営状況の点検評価を行い、民間有識者 2 名を含む「出資法人経営評価委員会」の助言を踏まえ、経営改善に関する指導、県の関与の見直し等の取組を行ってまいりました。

しかしながら、法人の設立当初とは社会経済情勢が大きく変化し、県の行財政を取り巻く環境が一段と厳しくなっている中で、県出資法人の果たすべき役割も変化してきており、その存立趣旨を改めて問い直すことが必要になってきています。

そのため、昨年 4 月に「出資法人経営評価委員会」を民間有識者 5 名の体制に機能強化した上で、出資法人のあり方について、9 回にわたり 50 法人について議論いただき、昨年 11 月 25 日に委員会から「出資法人のあり方の見直しに関する報告書」を提出していただきました。

県では、いただいた提言を踏まえ、選択と集中による効果的・効率的な施策を実現するため、それぞれの県出資法人の見直しについて、県としての考え方や要請事項を整理し､別表のとおり抜本的な見直しに取り組むこととしました。

【これまでの取組】

時　期	取　組　内　容
平成 13 年度	・「県の出資法人に対する運営指導方針」の策定 ・出資法人経営評価委員会の設置 ～内部委員 14 名、民間有識者 2 名で構成 ・経営状況点検評価の実施【以降毎年度実施】
平成 14 年度	・特別評価の実施 ～県の関与の特に大きい 15 法人に実施
平成 15 年度	・県の関与、支援の見直しを実施
平成 17 年度	・出資法人経営評価委員会の改組 ～民間有識者 5 名の体制に機能強化 ・出資法人のあり方の見直しを実施 ～県行政を補完する 50 法人に実施 ・委員会で検討、報告書とりまとめ ・見直し内容の決定

２　見直し対象法人

県が出資・出捐する法人で主に県内に拠点を置き活動している 50 法人
※50 法人については、巻末の参考資料「県出資法人に対する県関与の状況」を参照

【対象外とした法人】
- 民間等の資本を中心とする法人であり、地域振興等の観点や対外的信用を高め、民間事業者等の参画を促すことを目的に、県が参加している法人（「民間協調型法人」10 法人）
  ※既に県の方針（原則県関与の廃止）が決定しているため
- 上記の他、解散、統合等県の方針が決定している法人
- 発足（出資・出捐）後間もない法人

※上記 50 法人のうち、**委員会の報告書で提言のあった 33 法人についての対応内容**を策定したものとなっています。

３　見直しの位置付け

各法人は、県が出資・出捐しているとはいえ、独立した組織体であり、法人自らが見直しの必要性を認識し、主体的に取り組む必要があります。

したがって、**見直しは法人や他の出資者の理解を得ながら共に取り組むものであり、特に「法人の方向性」に関する部分は、見直しに当たっての県としての基本姿勢を示すものです。**県は、今後、各法人に見直しを要請、または必要な助言、指導を行ってまいります。

なお、「県の関与の見直し」等、県が主体的に取り組む部分については、実施に向け、具体的な取組を行ってまいります。

また、本見直しは主に「法人の方向性（廃止・統合等）」と「県の関与（役員就任・職員派遣・財政支援）」についての見直しであり、法人の経営改善等については、毎年度実施している「経営状況の点検評価（定期評価）」の中で別途指導・要請を行います。

４　見直しの基本的考え方

以下の視点に基づき、法人の役割、存立趣旨を再評価した上で、法人の方向性、県関与の見直しについて整理しました。

【設立趣旨の視点】

① 設立趣旨の達成状況
　～当初の目的が達成されていないか。
② 行政と民間の役割分担
　～民間での受け皿醸成が進んでいないか。法令変更等により、民間が役割を担えるようになっていないか。
③ 県と市町村の役割分担
　～市町村合併等により、法人が補完すべき行政サービスの提供の主体が市町村に移っていないか。

【事業推進の視点】

① 効果的・効率的な事業推進
　～事業の機動性・効率性が確保されているか。
② 他の公益法人等との類似性
　～他の公益法人等と役割・事業に類似性はないか。

（１）法人の方向性の見直し

① 廃止
～当初の設立目的が達成されたもの、民間に任せてよいもの、事業規模等の縮小により存在意義が著しく低下したものは「廃止」として整理

② 統合
～他の公益法人等と役割、事業内容に類似性があり、統合により効果が見込まれるものは「統合」として整理

③ 県関与の廃止
～県の出資目的が達成したものでも、県が主導的立場にないものは基本

的に「県関与の廃止」として整理

④ **あり方の抜本的見直し**

～社会経済情勢等の変化により、法人の役割や事業内容に課題があり、あり方を再構築する必要のあるものは「あり方の抜本的見直し」として整理（※あり方の見直しの方向が具体的になっているものは、その内容を表記）

⑤ **業務の見直し**

～指定管理者制度の導入や民間参入機会の拡大等により、業務や体制の見直しが必要なものは「業務の見直し」として整理

（２）県関与の見直し

法人の自立化、自主的運営の原則のもと、県の関与について、以下の整理を行いました。

① **役員就任の見直し**

・就任継続は以下の場合に限定

ア　県が主導的立場にある場合

イ　県施策との整合性を確保する観点等から、一定の発言権を確保する必要がある場合

ウ　対外的信用力を確保する必要がある場合

・就任継続の場合も、法人の自立化、経営の強化、専門性の確保等の観点から、以下の見直しを実施

〇役員就任数の縮減

〇代表就任の見直し

② **職員派遣の見直し**

・法人の自立化の観点から原則引き揚げ

・派遣継続は以下の場合に限定

ア　実務上、県行政と密接に関連する業務を行っており、県との連携を図る上で必要な場合

イ　民間では確保困難な専門的知識等を有する場合

ウ　法人（事業を含む）の立ち上げ時期にあり、軌道に乗るまでの間暫定的に派遣する場合

エ　将来的に法人の廃止や統合が見込まれ、プロパー職員を雇用することが得策でない場合

③ 財政支援の見直し

（対象：運営費補助（運用益差額補助を含む）、財政支援的貸付金に限定）

・支援継続は以下の場合に限定

ア　必要最小限として県職員を派遣しており、その人件費に対して補助がなされている場合

イ　公共性、公益性が高く、必要最低限の事業分に限定して、基本財産の運用益の差額を補助している場合

ウ　多額の債務を抱える等、県が支援すべきやむを得ない理由があり、必要最低限の範囲で支援している場合

・支援継続の場合も、補助理由の明確化の観点から、運営費補助は原則事業費補助化を実施

※事業費補助も含めた補助の必要性、補助額、及び委託料については、毎年度の予算編成の中で見直しを実施

（３）その他

① 随意契約の見直し

・随意契約とする業務は、真に当該法人に委託すべき業務に限定

② 県職員ＯＢの役職員就任の適正化

・県職員ＯＢの役職員就任については、真に必要な役職や職務に限定

５　見直し内容・実施スケジュール一覧

見直し内容は、以下のとおりであり、出資法人経営評価委員会の報告書における提言と基本的に一致しています。
法人毎の見直し内容・実施スケジュール、委員会の提言内容については、別表（11 頁以降）を参照してください。

なお、見直しの実施時期については、下記のとおりとしていますが、実施の前倒しに努めていくこととします。

（１） 法人の方向性について見直すこととした法人【１９法人】

① 廃止とした法人【２法人】

No	法人名	実施内容等	実施時期（目標含む）
5	(財)新潟テレトピア振興協会	－	H19.3
36	(職)新潟情報処理開発財団	－	H19 年度

② 統合とした法人【５法人】

No	法人名	実施内容等	実施時期（目標含む）
2	(財)ニューにいがた振興機構	(財)にいがた産業創造機構との統合	H18.4
12	(財)新潟県長寿社会振興財団	(社)新潟県社会福祉協議会との統合	H18.4
23	(財)にいがた森林整備担い手財団	(社)新潟県農林公社との統合	H21 年度
24	(財)新潟県水産振興基金	(社)新潟県水産振興協会との統合	H21 年度
40	新潟県住宅供給公社	新潟県土地開発公社との統合	法制度の制約解消後

③　県関与の廃止とした法人【１法人】

No	法人名	実施内容等	実施時期 (目標含む)
44	長岡ニュータウン・センター（株）	出資引き揚げ	関係者の理解を得た後

④　あり方の抜本的見直し等とした法人【４法人】

No	法人名	実施内容等	実施時期 (目標含む)
3	(財)新潟県国際交流協会	・県、市町村、民間団体との役割分担を再定義する中で、法人のあり方の見直しを実施	H19 年度から反映
4	(財)環日本海経済研究所	・県の期待する役割に基づく研究体制及び組織の見直し	H20 年度から反映
39	新潟県土地開発公社	・先行取得事業を中心とする業務体制に再構築 ・長期保有地問題の抜本的対策 ・住宅供給公社との統合	H18 年度以降（統合は法制度の制約解消後）
45	(株)新潟ふるさと村	・経営改善に向けた方策の検討	H19 年度から反映

⑤　業務の見直しとした法人【７法人】

No	法人名	実施内容等	実施時期 (目標含む)
6	(財)新潟県文化振興財団	施設管理の動向を踏まえた業務・体制の見直し	H19 年度から反映
7	(財)新潟県女性財団	県と財団の役割分担の明確化と事業内容の再構築	H19 年度から反映
17	(財)新潟県成人病予防協会	施設業務受託の動向を踏まえた体制の見直し	H19 年度から反映
28	(財)新潟県建設技術センター	民間支援機関の参入を踏まえた業務・体制の見直し	H18 年度以降
29	(財)新潟県都市緑花センター	施設管理の動向を踏まえた業務・体制の見直し	H18 年度から反映
48	新潟万代島総合企画(株)	施設管理の動向を踏まえた業務・体制の見直し	H19 年度から反映

49	(株)新潟国際貿易ターミナル	施設管理の動向を踏まえた業務・体制の見直し	H17 年度から反映済

（２） 県の関与を見直すこととした法人【１８法人】

No	法人名	実施内容等	実施時期（目標含む）
3	(財)新潟県国際交流協会	代表就任の見直し 職員派遣の見直し 財政支援の見直し	H19 年度以降 H20 年度から反映 H20 年度から反映
4	(財)環日本海経済研究所	職員派遣の見直し 財政支援の見直し	H20 年度から反映 H20 年度から反映
6	(財)新潟県文化振興財団	代表就任の見直し 職員派遣の縮減 財政支援の見直し	H18 年度以降 H18～段階的実施 H20 年度から反映
7	(財)新潟県女性財団	派遣職員の引き揚げ 財政支援の見直し	H19 年度から反映 H19 年度から反映
10	(財)新潟県環境保全事業団	役員就任の縮減 職員派遣の縮減	H18 年度以降 H18～段階的実施
16	(財)新潟県歯科保健協会	役員就任の縮減	H18 年度から反映
17	(財)新潟県成人病予防協会	職員派遣の見直し	H19 年度から反映
18	(財)にいがた産業創造機構	職員派遣の縮減 財政支援の見直し	H18～段階的実施 H18～段階的実施
25	(社)新潟県農林公社	職員派遣の将来的縮減 財政支援の見直し	H18 年度以降 H18 年度以降
29	(財)新潟県都市緑花センター	派遣職員の引き揚げ	H18 年度から反映
30	(財)新潟県下水道公社	役員就任の縮減	H18 年度から反映
32	(財)新潟県埋蔵文化財調査事業団	役員就任の縮減 職員派遣の縮減	H18 年度から反映 H18～段階的実施
37	新潟県漁業信用基金協会	役員就任の縮減	H19 年度から反映
41	北越急行(株)	派遣職員の引き揚げ	H20 年度から反映

45	(株)新潟ふるさと村	財政支援の見直し	H20 年度から反映
48	新潟万代島総合企画(株)	派遣職員の段階的引き揚げ	H18～H19 段階的実施
49	(株)新潟国際貿易ターミナル	代表就任の見直し 役員就任の縮減	H19 年度から反映 H18 年度から反映
50	新潟空港ビルディング(株)	代表就任の見直し	H21 年度以降

（３）その他（随意契約業務、県職員ＯＢの役職員就任等）を見直すこととした法人【２法人】

No	法人名	実施内容等	実施時期 (目標含む)
13	(財)新潟県生活営業指導センター	公募等を活用した人材登用	H18 年度以降
28	(財)新潟県建設技術センター	プロパー職員の管理職登用 随意契約業務の整理	H18 年度以降 H19 年度から反映

※ 実施時期の「H○年度以降」とは、「H○年度以降、条件が整い次第実施（反映）」という意味で使用しています。

(財)：財団法人
(社)：社団法人
(株)：株式会社
(職)：職業訓練法人

６　見直しの推進体制（進捗管理）

各法人を所管する県の各部局における指導・監督等を徹底するとともに、見直しを着実に推進するために、引き続き民間有識者による出資法人経営評価委員会に定期的に進捗状況を報告し、必要な助言等をいただくこととします。

なお、見直しの進捗状況については、県のホームページ等で定期的に公表することとします。

別表　　法人毎の見直し内容・実施スケジュール

目　　次

１	No.２	(財)ニューにいがた振興機構	12
２	No.３	(財)新潟県国際交流協会	13
３	No.４	(財)環日本海経済研究所	14
４	No.５	(財)新潟テレトピア振興協会	15
５	No.６	(財)新潟県文化振興財団	16
６	No.７	(財)新潟県女性財団	17
７	No.10	(財)新潟県環境保全事業団	18
８	No.12	(財)新潟県長寿社会振興財団	19
９	No.13	(財)新潟県生活衛生営業指導センター	20
１０	No.16	(財)新潟県歯科保健協会	21
１１	No.17	(財)新潟県成人病予防協会	22
１２	No.18	(財)にいがた産業創造機構	23
１３	No.23	(財)にいがた森林整備担い手財団	24
１４	No.24	(財)新潟県水産振興基金	25
１５	No.25	(社)新潟県農林公社	26
１６	No.26	(社)新潟県農作物価格安定協会	28
１７	No.27	(社)新潟県畜産協会	28
１８	No.28	(財)新潟県建設技術センター	29
１９	No.29	(財)新潟県都市緑花センター	30
２０	No.30	(財)新潟県下水道公社	31
２１	No.32	(財)新潟県埋蔵文化財調査事業団	32
２２	No.33	(財)新潟県体育協会	33
２３	No.36	(職)新潟情報処理開発財団	34
２４	No.37	新潟県漁業信用基金協会	35
２５	No.38	新潟県農業信用基金協会	36
２６	No.39	新潟県土地開発公社	37
２７	No.40	新潟県住宅供給公社	39
２８	No.41	北越急行(株)	40
２９	No.44	長岡ニュータウン・センター(株)	41
３０	No.45	(株)新潟ふるさと村	42
３１	No.48	新潟万代島総合企画(株)	43
３２	No.49	(株)新潟国際貿易ターミナル	44
３３	No.50	新潟空港ビルディング(株)	45

法人名	財団法人ニューにいがた振興機構	所管課	総合政策部地域政策課

	委員会意見		見直し内容
１　法人の方向性	統合（No.18にいがた産業創造機構との統合）	→	統合（No.18にいがた産業創造機構との統合）
２　県関与の見直し	―		―

委員会意見

【１　法人の方向性】

①　より効果的、効率的な事業実施が行われるよう、類似業務を実施する（財）にいがた産業創造機構との統合を前提として検討を行うべき。

②　統合に際しては、農産品などの取扱いを含めて、（財）にいがた産業創造機構が受け持つべき業務・機能の整理と役割分担の明確な方向付けが必要。
【付帯意見】

③　上記整理をした上で、解散に伴う当財団の基本財産の扱いについて、引き揚げも含めた検討を行うべき。【付帯意見】

【２　県関与の見直し】

見直し内容

【１　法人の方向性】

①　平成１８年４月１日に（財）にいがた産業創造機構と統合する。
**　なお、統合は、（財）ニューにいがた振興機構を解散し、業務等を（財）にいがた産業創造機構（存続法人）に引き継ぐ形で行う。**

②　統合後の新財団は、農林水産業を含む全産業の支援機能を有する総合的産業支援組織とし、利用者の利便性向上や機能の充実とともに効率的運営を図る。
**　なお、これまで実施されていた地域づくり支援に関する事業については、見直しを行った上で県が実施することとし、より効果的な事業展開を図る。**

③　基本財産については、継承する事業の実施財源とするため、（財）にいがた産業創造機構に寄附する。

【２　県関与の見直し】

見直しスケジュール

見直し項目	１８年度	１９年度	２０年度	２１年度以降
統合（にいがた産業創造機構との統合）	● H18.4.1 統合			

法人名	財団法人新潟県国際交流協会	所管課	総合政策部国際交流課

	委員会意見		見直し内容
1　法人の方向性	あり方の抜本的見直し	→	あり方の抜本的見直し
2　県関与の見直し	代表就任の見直し 職員派遣の見直し 等		代表就任の見直し 職員派遣の見直し 等

委員会意見

【1　法人の方向性】

①　県や市町村、民間団体の役割分担を再定義し、民間の自主的な活動に委ねる方向で法人のあり方や事業内容について抜本的な見直しが必要。

【2　県関与の見直し】

②　法人のあり方を見直した上で、法人の自立化、専門性の確保等の観点から、県（知事）の代表就任を見直すべき。
③　職員派遣については、法人のあり方の見直しに併せ見直すべき。
④　財政支援については、法人のあり方の見直しや基金運用の見直しに併せ見直すべき。

見直し内容

【1　法人の方向性】

①　平成18年度中に県、市町村、民間団体との役割分担を再定義する中で、協会のあり方を検討し、19年度から見直し結果を反映していくよう協会に要請する。

【2　県関与の見直し】

②　上記①の検討結果を踏まえ、基本的に県知事の理事長退任を前提に協会とともに検討する

③　上記①の検討とともに県職員派遣のあり方について検討する。

④　財政支援については、17年度に見直しを行い、18年度予算に反映済であるが、今後も、上記①及び③の検討とともに財政支援について検討する。

見直しスケジュール

見直し項目	１８年度	１９年度	２０年度	２１年度以降
①あり方の抜本的見直し	県、協会、関係機関等で検討 →	●（実施）		
②代表就任の見直し		→		
③職員派遣の見直し	→	→	●（実施）	
④財政支援の見直し	→	→	●（実施）	

No.４

法人名	財団法人環日本海経済研究所	所管課	総合政策部企画課

	委員会意見		見直し内容
1　法人の方向性	あり方の抜本的見直し	→	あり方の抜本的見直し
2　県関与の見直し	職員派遣の見直し 財政支援の見直し		職員派遣の見直し 財政支援の見直し

委員会意見

【1　法人の方向性】

①　地方自治体としての役割分担を明確にした上で、寄付行為の変更も視野に、県経済に実利的な方向に法人のあり方を抜本的に見直すべき。なお、抜本的見直しについて他の出えん者の理解が得られない場合は、寄付行為の目的事業を限定してそれに必要なだけの財政支援を行うなど、県の関与を縮小するべき。

【2　県関与の見直し】

②　法人のあり方の見直しに併せ、職員派遣について見直すべきと考える。
③　補助金について、法人のあり方、基金運用の見直しに併せ見直すべきと考える

見直し内容

【1　法人の方向性】

①

1　「ERINAのあり方を考える庁内会議（仮称）」を立ち上げ、
ア　庁内関係課におけるERINAの活用状況の検証
イ　今後のERINAの活用可能性
ウ　今後ERINAに期待する役割
について検証、議論する。
2　1の議論を踏まえながら、「県・ERINA連絡協議会（仮称）」を立ち上げ、
ア　県がERINAに期待する役割
イ　上記を可能とするERINAの研究体制及び組織
について、ERINAと協議を行う。
3　2での協議を踏まえ、ERINAの理事会等において関係者の理解に努める

【2　県関与の見直し】

②③上記の法人の方向性の見直しと併せ、それに必要な財政支援及び職員派遣のあり方を検討する。

見直しスケジュール

見直し項目	１８年度	１９年度	２０年度	２１年度以降
①あり方の抜本的見直し ・ERINA に期待する役割の整理	県で検討、方向性の整理 →			
・研究体制等の協議、関係者との調整		→	●	
②職員派遣の見直し		県で検討 →	●	
③財政支援の見直し		県で検討 →	●	

No.５

法人名	財団法人新潟テレトピア振興協会	所管課	総合政策部情報政策課

	委員会意見		見直し内容
１　法人の方向性	法人の廃止	→	法人の廃止
２　県関与の見直し	－		－

委員会意見

【１　法人の方向性】

①　主導的立場である新潟市に対し、共同出資者として法人の廃止について強く働きかけるべき。

【２　県関与の見直し】

見直し内容

【１　法人の方向性】

①　平成18年２月の理事会で、平成19年３月での法人解散方針が決定済み。

【２　県関与の見直し】

見直しスケジュール

見直し項目	１８年度	１９年度	２０年度	２１年度以降
①法人の廃止	→	●廃止		

No.６

法人名	財団法人新潟県文化振興財団	所管課	県民生活・環境部 文化振興課

	委員会意見		見直し内容
1　法人の方向性	業務の見直し	→	業務の見直し
2　県関与の見直し	代表就任の見直し 職員派遣の縮減　等		代表就任の見直し 職員派遣の縮減　等

委員会意見

【1　法人の方向性】

①　指定管理者制度導入に伴い、施設管理業務の動向を踏まえ、今後の文化振興に係る法人の役割を含め、業務や体制を見直すことが必要。

【2　県関与の見直し】

②　法人の自立化、専門性の確保の観点から、県（知事）の代表就任を見直すべき。
③　施設管理受託業務の動向を踏まえ、職員派遣の縮減を図るべき。
④　職員派遣の縮減に合わせ、運営費補助について、廃止や事業費補助化等の見直しが必要。

見直し内容

【1　法人の方向性】

①　指定管理者制度導入に伴う施設管理業務の動向を踏まえ、外部有識者等の意見を聞き検討・協議する場を設けるなど、県民の文化活動を支援する中核的組織としての法人の位置づけ・あり方を引き続き県とともに検討し再定義を行い、１９年度から業務内容や体制の見直しを行うよう法人に要請する。

【2　県関与の見直し】

②　上記①の検討と並行して、県（知事）の代表就任を見直し、平成１８年度以降に適任者の登用を図るよう要請する。
③　施設管理業務に係る派遣職員は、平成１８年度一部縮減するとともに、公募・選定の指定管理者による運営開始に伴い平成１９年度においては全員引き揚げる。財団事務局への職員派遣についても見直しを実施する。
④　上記①の検討結果及び職員派遣の縮減を踏まえ、平成１９年度までに財団事業実施に係る人件費補助（運営費的補助）について、事業費補助化等の見直しを検討し、一定の結論を得たうえで、平成２０年度以降の予算に反映する。

見直しスケジュール

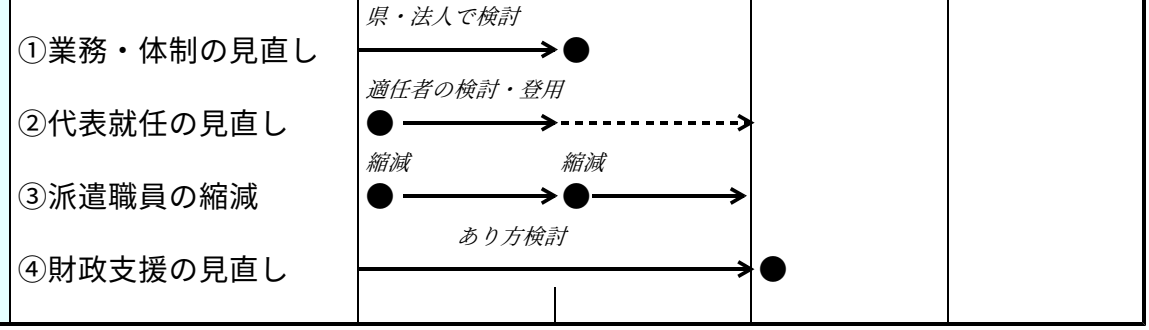

No.７

法人名	財団法人新潟県女性財団	所管課	県民生活・環境部 男女平等社会推進課

	委員会意見		見直し内容
1　法人の方向性	業務の見直し	→	業務の見直し
2　県関与の見直し	派遣職員の引き揚げ 財政支援の見直し		派遣職員の引き揚げ 財政支援の見直し

委員会意見

【1　法人の方向性】

①　事業の効果を検証し、その必要性を吟味した上で、事業内容を再構築すべき。
②　県と財団の役割分担を明確にし、財団は賛助会員の確保や基金の拡充等、自主財源の確保に努めるとともに、民間人の登用をすすめ、自立化を図るべきである。

【2　県関与の見直し】

③　企画運営委員など民間とのネットワークを活かし、自立的な活動を推進する観点から、派遣職員（１名）の引き揚げを検討すべき。
④　派遣職員の引き揚げ検討に合わせ、運営費補助について、廃止や事業費補助化等の見直しが必要。

見直し内容

【1　法人の方向性】

①②　事業内容の再構築及び自立化について財団に要請する。財団は、平成18年度に事業内容の再構築及び自立化について、今後の財団の方向性も含め、県とともに県民（利用者）等の意見も聞きながら検討する。その際、県と財団との役割分担も明確にする。

【2　県関与の見直し】

③④　職員体制及び財政支援のあり方は、事業内容及び自立化と密接不可分なので、上記①②とあわせて検討する。

見直しスケジュール

見直し項目	１８年度	１９年度	２０年度	２１年度以降
①②業務の見直し	*県・法人で検討* →	●		
③派遣職員の引き揚げ	*県・法人で検討* →	*引き揚げ* ●		
④財政支援の見直し	*県・法人で検討* →	●		

No.１０

法人名	財団法人新潟県環境保全事業団	所管課	県民生活・環境部 廃棄物対策課

	委員会意見		見直し内容
1　法人の方向性	―	→	―
2　県関与の見直し	役員就任の縮減 職員派遣の縮減		役員就任の縮減 職員派遣の縮減

委員会意見

【1　法人の方向性】

【2　県関与の見直し】

①　総務・経理部門の効率化や、経営・企画部門の強化のため、更に民間活用を進め、県からの役員就任の縮減を計画的に図るべき。
②　総務・経理部門の効率化や、経営・企画部門の強化のため、更に民間活用を進め、県からの職員派遣の縮減を計画的に図るべき。

見直し内容

【1　法人の方向性】

【2　県関与の見直し】

①②　長期経営計画、業務の基本計画を踏まえ、民間活用の具体的方策を検討し、平成１８年度以降、役員、職員の削減を計画的に実施する。

見直しスケジュール

見直し項目	１８年度	１９年度	２０年度	２１年度以降
①役員就任の縮減	民間活用の具体的方策の検討・縮減実施 →			
②職員派遣の縮減	民間活用の具体的方策の検討・縮減実施 →			
	● (１名減予定)			

No.１２

法人名	財団法人新潟県長寿社会振興財団	所管課	福祉保健部高齢福祉保健課

	委員会意見		見直し内容
1　法人の方向性	統合（(福）新潟県社会福祉協議会との統合）	→	統合（(福）新潟県社会福祉協議会との統合）
2　県関与の見直し	―		―

委員会意見

【1　法人の方向性】

①　今後は、総合的な高齢者への事業展開が重要であると考えられるため、地域とのネットワークを有する既存の県関係福祉団体（(福）県社会福祉協議会を念頭）への業務移管を検討する必要がある。

【2　県関与の見直し】

見直し内容

【1　法人の方向性】

①　平成18年3月31日をもって解散し、4月1日から（福）新潟県社会福祉協議会に全業務を移管する。

【2　県関与の見直し】

見直しスケジュール

見直し項目	１８年度	１９年度	２０年度	２１年度以降
①統合（(福）新潟県社会福祉協議会との統合）	4月１日から全業務を移管			

No.１３

法人名	財団法人新潟県生活衛生営業指導ｾﾝﾀｰ	所管課	福祉保健部生活衛生課

	委員会意見		見直し内容
１　法人の方向性	―	→	―
２　県関与の見直し	―		―

委員会意見

【１　法人の方向性】

①　常勤役職員の大部分が県職員ＯＢであり、県の天下り先といった県民に対する誤解を与えないよう、この点で改善の余地があるのではないか。【付帯意見】

【２　県関与の見直し】

見直し内容

【１　法人の方向性】

①　常勤役職員は経営指導員として従事しており、当該指導員は国庫補助制度において公認会計士などの有資格者のほか、生活衛生営業の指導又は経営の実務経験を有する者とされている。しかし、そうした者を国庫補助の基準額で確保することが困難であるため、現在のところ要件を満たす県職員ＯＢを指導員としているもの。今後については、県職員ＯＢに限らず、公募等も活用して幅広く人材登用を進めるよう要請する。

【２　県関与の見直し】

見直しスケジュール

見直し項目	１８年度	１９年度	２０年度	２１年度以降
①　人員の改善	*適任者の人選* →			

No.１６

法人名	財団法人新潟県歯科保健協会	所管課	福祉保健部健康対策課

	委員会意見		見直し内容
1　法人の方向性	―	→	―
2　県関与の見直し	役員就任の縮減		役員就任の縮減

委員会意見

【1　法人の方向性】

【2　県関与の見直し】

①　法人の自立化等の観点から、役員就任数の縮減を検討すべきと考える。

見直し内容

【1　法人の方向性】

【2　県関与の見直し】

①　平成18年５月の任期満了時に監事（副出納長）を引き揚げる予定

見直しスケジュール

見直し項目	１８年度	１９年度	２０年度	２１年度以降
①役員就任の縮減	●縮減			

No.１７

法人名	財団法人新潟県成人病予防協会	所管課	福祉保健部健康対策課

	委員会意見		見直し内容
1　法人の方向性	業務の見直し	→	業務の見直し
2　県関与の見直し	職員派遣の見直し		職員派遣の見直し

委員会意見

【1　法人の方向性】

①　新潟県健康づくりセンターの管理運営の見直しを踏まえ、業務や体制の見直しが必要。

【2　県関与の見直し】

②　新潟県健康づくりセンターの管理運営の見直しと併せて、職員派遣の必要性を見直すべき。

見直し内容

【1　法人の方向性】

①　平成１９年度の指定管理者制度の導入を目指している、新潟県健康づくり・スポーツ医科学センターの検討結果を踏まえ、本法人に対して体制の変更を要請する。

【2　県関与の見直し】

②　新潟県健康づくり・スポーツ医科学センターに指定管理者制度が導入された場合、本法人への職員派遣は廃止する予定である。

見直しスケジュール

見直し項目	１８年度	１９年度	２０年度	２１年度以降
①②健康づくりセンターの見直し	指定管理者制度導入の検討	職員派遣の廃止（予定）		

No.１８

法人名	財団法人にいがた産業創造機構	所管課	産業労働部産業政策課

	委員会意見		見直し内容
1　法人の方向性	―	→	―
2　県関与の見直し	職員派遣の縮減 財政支援の見直し		職員派遣の縮減 財政支援の見直し

委員会意見

【1　法人の方向性】

①　No.2(財)ニューにいがた振興機構との統合については、総合的な県産品販路拡大の視点から、農産品などの取扱いを含めて、当財団で受け持つべき業務・機能の整理と役割分担の明確化が必要。
②　更に多くの事業者に利用してもらうため、財団自体や助成制度の周知を広く行うべき。【付帯意見】

【2　県関与の見直し】

③　長期的にプロパー職員等の資質向上を図り、財団全体の職員数の縮減を図るとともに、職員派遣の縮減を図るべき。
④　職員派遣の縮減等と併せ、運営費補助の見直しを行うべき。

見直し内容

【1　法人の方向性】

①　ニューにいがた振興機構との統合については、平成18年４月１日統合に向け、具体的な作業を実施している。なお、18年度以降に、より付加価値の高い支援サービスが提供できるような業務・機能の整理等を行うよう法人に要請する。
②　公認会計士協会や税理士協会などを含めた関係団体・個別企業に対するPR・広報活動を強化するよう法人に要請する。

【2　県関与の見直し】

③　法人に対し平成17年度末までに「人材育成基本方針」を策定するよう要請しており､プロパー職員等の資質向上による効果的・効率的な運営を行うことにより､全体の職員数及び派遣職員等の縮減を引き続き検討・実行する。
④　運営費補助については、上記派遣職員の縮減による人件費補助の削減に併せ、一層の効率的な財団運営を法人に要請し、引き続き見直しを図る。

見直しスケジュール

見直し項目	１８年度	１９年度	２０年度	２１年度以降
①業務・機能の整理と役割分担の明確化	*県と法人で検討*→●			
②広報活動の強化	*検討・実施*→●			
③職員派遣の縮減	*縮減*● →	*県と法人で協議の上、実施*		→
④財政支援(運営費補助)の見直し	● →	*③と併せ実施*		→

No.２３

法人名	財団法人にいがた森林整備担い手財団	所管課	農林水産部林政課

	委員会意見		見直し内容
1　法人の方向性	統合（No.25 新潟県農林公社との統合）	➡	統合（No.25新潟県農林公社との統合）
2　県関与の見直し	―		―

委員会意見

【1　法人の方向性】

①　「林業労働力確保支援センター（(社)新潟県農林公社内に設置）」と一体となって林業労働者の確保に寄与するものであると考える。働く人を育てることと、福利厚生を充実させることは「林業者の確保」という点で目的が同一であり、両者をまとめる方が効果的・効率的と考えられ、統合を検討すべき。

【2　県関与の見直し】

見直し内容

【1　法人の方向性】

①　財団及び公社等関係者に対し、理解を得るべく努め、以下の手順で進めたい。
ア　平成１８年度：統合に伴う財団の解散について、国との調整を行うとともに、森林組合等受益者に対して、統合した場合の事業遂行等について意見を聴取。
イ　平成１９年度：上記意見を踏まえ、財団の評議委員を主体とした検討会を設置し、統合後の基金管理や事業実施方策を検討する。
ウ　平成２０年度：検討会意見を踏まえ、県及び財団理事並びに農林公社理事を主体とした検討委員会を設置し、組織・運営方針などの細部について決定する。

【2　県関与の見直し】

見直しスケジュール

見直し項目	１８年度	１９年度	２０年度	２１年度以降
① ア 統合を検討	*国との調整* *受益者意見聴取* →			
イ 検討会の開催		*検討会* →		
ウ 検討委員会の開催			*財団解散* →●	*公社へ統合* ●

No.２４

法人名	財団法人新潟県水産振興基金	所管課	農林水産部水産課

	委員会意見		見直し内容
1　法人の方向性	統合（(社)新潟県水産振興協会との統合）	→	統合（(社)新潟県水産振興協会との統合）
2　県関与の見直し	―		―

委員会意見

【1　法人の方向性】

①　助成における公共性や県施策との整合性を図る観点も踏まえつつ、民間団体（漁協等）の自主的・自立的運営の観点や業務効率化の観点から、当財団を解散し、(社)新潟県水産振興協会に業務を引き継ぐことを検討すべき。

【2　県関与の見直し】

見直し内容

【1　法人の方向性】

①　平成１８年度から県と両法人による協議の場を設け、基金管理を巡る諸課題、統合組織のあり方及び方向性等を十分検討するとともに、１９年度末までに予定されている県内３漁協への合併計画等の動向を見極めながら、可能であれば２０年度末の財団の解散及び財団機能の(社)新潟県水産振興協会への統合を目指す。
**　なお、同協会は県の関与のない団体であり、統合に強い難色を示していることから、検討には十分な時間をかけ理解を得る必要がある。**

【2　県関与の見直し】

見直しスケジュール

見直し項目	１８年度	１９年度	２０年度	２１年度以降
①　統合	*県と両法人による協議実施* ●―	*統合時期について協議* ●―	*解散・統合* ●	

No.２５

法人名	社団法人新潟県農林公社	所管課	農林水産部農業総務課 （林政課、経営普及課）

	委員会意見		見直し内容
1　法人の方向性	－	→	－
2　県関与の見直し	職員派遣の縮減 財政支援の見直し		職員派遣の将来的縮減 財政支援の見直し

委員会意見

【1　法人の方向性】

①　分収林事業は、多額の含み損を抱えており、抜本的な解決に向け、国等に強く働きかける必要があるとともに、既に決定したとおり、分収林の新規造成は休止すべき。

②　分収林事業の含み損については、県の財政整理上明らかにした上で、公表すべき。

③　林業労働力確保及び支援事業は、類似業務を実施している「にいがた森林整備担い手財団」の機能を併せて行うことを検討すべき。

④　将来的には総合的な農業振興組織として、(社)新潟県農作物価格安定協会、(社)新潟県畜産協会を含め、あり方を検討すべき。

【2　県関与の見直し】

⑤　職員派遣については、新規就農支援に関する業務については、将来的にはプロパー職員を育成し、引き揚げを検討すべき

⑥　分収林事業への貸付金について、抜本的解決に向け、国などに強く働きかける必要がある。

見直し内容

【1　法人の方向性】

①　新潟県も参加する、森林整備法人を抱える都道府県の組織である「森林整備法人全国協議会」、「森林整備法人等の経営改善を推進するための森林県連合」および「全国知事会」を通じ国などに抜本的な改善について要請や提言を行っており、今後とも積極的に働きかけていく。

また、分収林の新規造成は平成16年度を最後に休止している。

②　毎年実施している定期評価で引き続き公表する。

公社においては、第7期計画書の中で長期収支試算による欠損見込み額を明記し、平成16年3月の総会で報告したことを契機に、以降一般にも公表しているが、より広く公表するため、現在財務資料を掲示している公益法人協会のＨＰにも掲示することを要請する。

※③はNo.２３で記載

※④はNo.２５，２６，２７で併せて記載

見直し内容

【２　県関与の見直し】

⑤　プロパー職員は現状では最小限の人員が配置されており、新規就農支援業務を担当できる状況にはない。また、当該業務には県施策との連携や農業経営に関する専門能力を必要とするため、新たにプロパー職員を採用・育成する場合、業務に精通するまで３、４年間は二重の予算措置が必要となる等、現状では業務に精通した県職員の派遣が必要であるが、「農林公社のあり方」検討の中で将来的な課題として青年農業者等育成センターの体制についても検討する。

⑥　上記①のとおり、本県も参加している全国的な組織を通じ、国などに強く働きかけていく。

見直しスケジュール

見直し項目	１８年度	１９年度	２０年度	２１年度以降
① 国等への働きかけ	●	●	●	●
② 含み損の公表	*第７分期計画*	*期間(H15～)*	*第８分期計画*	*期間(～H24)*
・定期評価による公表	●	●	●	●
・ＨＰによる掲示	*要請* ●			
⑤H18、19年度に青年農業者等育成センターの体制について検討	→	→		

No.２５，２６，２７

法人名	社団法人新潟県農林公社 社団法人新潟県農作物価格安定協会 社団法人新潟県畜産協会	所管課	農林水産部農業総務課 食品・流通課 畜産課

	委員会意見		見直し内容
1　法人の方向性	―	→	―
2　県関与の見直し	―		―

委員会意見

【1　法人の方向性】

①　将来的には総合的な農林業振興組織として、（社）新潟県農林公社、（社）新潟県農作物価格安定協会、（社）新潟県畜産協会のあり方の検討をする必要がある。【付帯意見】

【2　県関与の見直し】

見直し内容

【1　法人の方向性】

①　農林業関係の3法人については、現行の組織体制、事業運営上の課題等、その抱える問題も相違しており、H18、19年度で各法人の今後のあり方について、県関与の更なる見直しを含め検討し、その上で総合的な農林業振興組織について検討していく。

【2　県関与の見直し】

見直しスケジュール

見直し項目	１８年度	１９年度	２０年度	２１年度以降
各法人について今後のあり方等の検討	→	→		
総合的な農林業振興組織について検討			→	→

No.２８

法人名	財団法人新潟県建設技術センター	所管課	土木部監理課

	委員会意見		見直し内容
1　法人の方向性	業務の見直し	→	業務の見直し
2　県関与の見直し	―		―

委員会意見

【1　法人の方向性】

①　県は、平成17年4月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の趣旨に従い、発注関係事務に関する民間の支援機関の育成に努めるとともに、現在財団が行う業務のうち民間に任せられるものは民間に任せる方向で整理し、段階的に財団事業の縮小を図るべき。

【2　県関与の見直し】

②　プロパー職員の管理職登用を進めるべき。【付帯意見】

見直し内容

【1　法人の方向性】

①ア　発注者支援機関の育成に関しては、技術者の確保、法令遵守・秘密保持体制の整備及び公正性の担保という法の要件に従い、該当する機関を認定する制度を国や市町村とともに今年度中に導入することとしている。
イ　発注者支援機関を客観的に認定する仕組みができ､民間機関が認定されれば､設計・積算等の発注者支援業務はセンターに加え当該民間支援機関へも委託可能となるため、センターに対し情勢の変化に対応して業務や体制の見直しを進めるよう要請する。
ウ　センターに随意契約で委託する業務については、基準等を整理し、真に必要な業務に限定する。

【2　県関与の見直し】

②　プロパー職員に幅広い経験と実績を積ませることによって、管理職への登用を進めるよう、センターへ要請する。

見直しスケジュール

見直し項目	１８年度	１９年度	２０年度	２１年度以降
①民間支援機関の育成				
認定制度試行	●認定（公的機関）			
民間支援機関の育成		検討・育成 →		
民間支援機関の認定				●認定（民間機関）
随意契約業務の整理	基準の検討・整理 →	●基準に基づく実施		
②ﾌﾟﾛﾊﾟｰ職員の管理職登用	●要請 →	登用 →		

No.２９

法人名	財団法人新潟県都市緑花センター	所管課	土木部都市局都市政策課

	委員会意見		見直し内容
1　法人の方向性	業務の見直し	→	業務の見直し
2　県関与の見直し	派遣職員の引き揚げ		派遣職員の引き揚げ

委員会意見

【1　法人の方向性】

①　指定管理者制度の導入を踏まえ、業務や体制の見直しが必要と考える。
②　将来的には、類似団体（(社）緑の百年物語推進委員会を念頭）との統合も検討すべき。
③　指定管理者の公募結果により、法人の役割や業務の存続の状況を踏まえ、法人のあり方を検討する必要がある。【付帯意見】

【2　県関与の見直し】

④　職員派遣について、財団の自主的な運営管理を促す観点から、引き揚げが妥当。

見直し内容

【1　法人の方向性】

①③　県立都市公園の指定管理者の公募の結果、従来管理していた公園の大半について、指定管理者となる予定であり、業務の効率化を提案していることから、その確実な実施に伴い、業務や体制の見直しを行うよう法人に要請する。
②　財団の都市公園指定管理者への指定状況や類似団体への県関与の動向を注視しつつ、将来的にその必要性が生じた時点で検討する。

【2　県関与の見直し】

④　平成17年度末をもって現在新潟スタジアムの管理のため派遣している県職員を引き揚げ、平成18年度から県職員を派遣しない。

見直しスケジュール

見直し項目	１８年度	１９年度	２０年度	２１年度以降
①③ 業務、体制の見直し	●　実施			
②　統合の必要性の検討	- - - - - - - -	- - - - - - - -	- - - - - - - -	- - - - - - ➢
④　派遣職員の引き揚げ	●　引き揚げ			

No.３０

法人名	財団法人新潟県下水道公社	所管課	土木部都市局下水道課

	委員会意見		見直し内容
1　法人の方向性	―	→	―
2　県関与の見直し	役員就任の縮減		役員就任の縮減

委員会意見

【1　法人の方向性】

①　流域下水道施設は、５流域８処理区に達し、処理人口も約４３万人となっており、公社は施設を適正に管理運営し、県民の生活環境の改善と公共用水域の水質保全に寄与していると考える。
　今後は、包括的民間委託制度や、国際規格の「飲料水供給と下水道に関するサービス活動の標準化」に関するISO/TC224の発効等を踏まえ、管理のあり方を検討していくことが必要。

【2　県関与の見直し】

②　役員就任については、県施策との整合性を図る観点から、必要性は理解できるものの、就任人数は縮減を検討すべき。

見直し内容

【1　法人の方向性】

①　公社は、民間に委託できる業務は民間へ再委託しており、平成１５年度からは運転管理業務委託に複数年契約を導入する等、コスト縮減に努めている。
**　引き続き県と公社において、効率的な管理のあり方を検討していく。**

【2　県関与の見直し】

②　役員就任については、平成１７年度中に理事の２人就任体制（土木部長、都市局長）を見直し、平成１８年度から理事への就任は土木部都市局長のみとする。

見直しスケジュール

見直し項目	１８年度	１９年度	２０年度	２１年度以降
①管理のあり方の検討	*県・法人で検討、適宜実施* →			
②役員就任の縮減	*縮減* ●			

No.３２

法人名	財団法人新潟県埋蔵文化財調査事業団	所管課	教育庁文化行政課

	委員会意見		見直し内容
1　法人の方向性	―	→	―
2　県関与の見直し	役員就任の縮減 職員派遣の縮減		役員就任の縮減 職員派遣の縮減

委員会意見

【1　法人の方向性】

【2　県関与の見直し】

①　県行政と特に密接に関連することから、役員就任の必要性は理解できるが、就任数が多くなっており、段階的に縮減が必要。
②　職員派遣については、民間調査組織の積極的な活用により、計画的に縮減すべき。

見直し内容

【1　法人の方向性】

【2　県関与の見直し】

①　県関係職員の理事就任を、法人業務との関連を再検討のうえ必要最小限にするとともに、平成18年度から県関係職員の就任割合を原則１／３とし、県関係職員以外から適任者を選定するよう要請する。なお、18年度に達成できない場合にも、継続的に検討を行うよう要請する。
〔参考：公益法人の設立許可及び指導監督基準〕
「理事：所管する官庁の出身者が占める割合は、理事現数の３分の１以下とすること」

【見直案】県関係：９人 → ３人　　県以外：１人 → ４～６人
寄付行為・理事定数改正　8人以上15人以下→6人以上10人以下

②　調査事業量や民間調査組織の状況を勘案しつつ、今後も民間調査組織を積極的に活用するよう要請し、派遣職員を計画的に縮減する。

【現時点での計画】H17：32人 → H21：20人（毎年３名縮減×４年）

見直しスケジュール

見直し項目	１８年度	１９年度	２０年度	２１年度以降
①役員就任の縮減	●→ *寄付行為改正* *県役員数縮減*	*継続検討*→	*継続検討*→	*継続検討*→
②派遣職員の縮減	● *３人減*	● *３人減*	● *３人減*	● *３人減*

No.３３

法人名	財団法人新潟県体育協会	所管課	教育庁保健体育課

	委員会意見		見直し内容
1　法人の方向性		→	
2　県関与の見直し			

委員会意見

【1　法人の方向性】

【2　県関与の見直し】

①　役員就任については、第 64 回国体までは現状どおりが妥当と考えるが、第 64 回国体後は見直しを行なうべき。
②　職員派遣については、第 64 回国体までは現状どおりが妥当と考えるが、第 64 回国体後は見直しを行なうべき。

見直し内容

【1　法人の方向性】

【2　県関与の見直し】

①②

同法人に対する役員就任については、会長職の専任体制も含めて検討していくこととするが、職員派遣については、平成21年(2009年)開催の第64回国体までは現状どおりとし、第64回国体終了後に見直しを行う。

スポーツ医科学センターについては、あり方の検討を行っており、それを踏まえて県関与の見直しを行う。

見直しスケジュール

見直し項目	１８年度	１９年度	２０年度	２１年度以降
①　役員就任	体制を検討		22 年以降の体制見直しを検討	体制見直しの検討を継続
②　職員派遣	現状どおり （ｽﾎﾟｰﾂ医科学ｾﾝﾀｰについて県関与の見直しを検討）	現状どおり	22 年以降の体制見直しを検討	体制見直しの検討を継続

No.３６

法人名	職業訓練法人新潟情報処理開発財団	所管課	産業労働部職業能力開発課

	委員会意見		見直し内容
1　法人の方向性	法人の廃止	→	法人の廃止
2　県関与の見直し	―		―

委員会意見

【1　法人の方向性】

①　「信濃川テクノ・アカデミー」は平成 18 年度から生徒募集を停止し、閉校するとのことから、同校の運営を受託する当財団は、同校の閉校とともに廃止すべき。

【2　県関与の見直し】

見直し内容

【1　法人の方向性】

①　法人は、同校を運営するために設立された職業訓練法人であり、閉校により認定職業訓練を実施する見込みがなくなることから、閉校とともに法人を解散するよう指導する。

【2　県関与の見直し】

見直しスケジュール

見直し項目	１８年度	１９年度	２０年度	２１年度以降
①法人の廃止	*法人で検討* →	*廃止* ●		

No.３７

法人名	新潟県漁業信用基金協会	所管課	農林水産部水産課

	委員会意見		見直し内容
1　法人の方向性	―	→	―（国の動向により統合の検討の可能性あり）
2　県関与の見直し	役員就任の縮減		役員就任の縮減

委員会意見

【1　法人の方向性】

①　新潟県信用保証協会と類似の業務を行っているため、法制度の制約（他の信用保証事業を実施する法人と根拠法令が異なっていること)が解決された場合には、同協会との組織統合も検討に値するのではないか。【付帯意見】

【2　県関与の見直し】

②　県職員の役員就任については、県施策との整合性を図る観点から、必要性は理解できるものの、就任人数は縮減を検討すべき。

見直し内容

【1　法人の方向性】

①　所管官庁である水産庁では、平成16年度に先行して行われた農業における協会間の合併・事業譲渡の規定整備を受け、現在、各県と各県協会の担当者に対して、「今後の漁業信用基金協会のあり方について」という内容でアンケート調査を実施している。今後、農業の動向、アンケートの結果を踏まえ、漁業融資保証制度全体の見直しの検討を行うこととしている。この中では、①近隣県とのブロック統合②全国での統合③県内同業種との統合④（独）農林漁業信用基金との統合⑤その他、といった様々な組織の見直し案が想定されているため、今後の動向を見守りたい。

【2　県関与の見直し】

②　役員就任については委員会意見のとおり、縮減（理事２名→１名）が適当と判断される。また、基金協会においても、県関与のみならず、協会の厳しい財務状況、漁協合併の進展等に伴う法制度とのかい離から、役員定数（現在理事13名、監事３名）そのものについても縮減の検討を行っている。

見直しスケジュール

見直し項目	１８年度	１９年度	２０年度	２１年度以降
②役員就任の縮減 （役員定数の縮減）	県・法人で検討 （理事会・総会で定款変更審議） （●）→	縮減 （役員改選） ●		

No.３８

法人名	新潟県農業信用基金協会	所管課	農林水産部経営普及課

	委員会意見		見直し内容
1　法人の方向性	―	→	―
2　県関与の見直し	―		―

委員会意見

【1　法人の方向性】

①　新潟県信用保証協会と類似の業務を行っているため、法制度の制約（他の信用保証事業を実施する法人と根拠法令が異なっていること）が解決された場合は、同協会との組織統合も検討に値するのではないか。【付帯意見】

【2　県関与の見直し】

見直し内容

【1　法人の方向性】

①　法制度の制約が解決された場合は、他法人と組織統合をすべきか検討した上で、必要であれば基金協会と協議したい。

【2　県関与の見直し】

見直しスケジュール

見直し項目	１８年度	１９年度	２０年度	２１年度以降

No.３９

法人名	新潟県土地開発公社	所管課	土木部用地・土地利用課

	委員会意見		見直し内容
1　法人の方向性	あり方の抜本的見直し	➡	・事業の見直しと体制の再構築 ・長期保有地問題の抜本的な対策 ・住宅供給公社との統合
2　県関与の見直し	―		―

委員会意見

【1　法人の方向性】

①　公社の行うべき業務を「公有地の拡大の推進に関する法律」による本来業務である先行取得事業を中心とし、業務量に見合った体制に再構築することが必要。なお、体制の再構築にあたっては、今後の公共事業の推移や、他県の見直し状況も踏まえることが必要。

②　県は長期保有大規模土地の売却等の抜本的な処理を早急に進めるとともに、時価情報や今後の処理方針を県民に対し積極的に開示するべき。更に、今後同様の問題が発生しないよう、抜本的な対策を講じる必要がある。

③　従来検討している新潟県住宅供給公社との統合は、法制をめぐる国の動向を見守りながら、可能な範囲で実質的な一元化を継続していくべきであり、法制度の制約がなくなった段階で、統合すべき。

【2　県関与の見直し】

見直し内容

【1　法人の方向性】

①事業の見直しと体制の再構築

(1)事業の見直し
**　現年度取得事業（あっせん事業）の委託は先行取得事業に支障を与えない範囲内で行うこととし、事業量を体制の再構築に向けて逓減を図る。**

(2)体制の再構築
**　公社の体制を、現在の先行取得事業とあっせん事業の双方に重心をおいた体制から、退職者不補充を平成１８年度から継続的に行い、段階的に、先行取得事業を中心とした業務量に見合った体制に再構築する。**

②長期保有地問題の抜本的な対策

(1)抜本的な処理対策
**　平成１８年度から、公共施設用地等の取得を依頼した関係部局が緊密な連携を図り、抜本的な処理に向けた検討を行う。**

見直し内容

(2)積極的な情報開示

保有土地の時価情報及び処理方針等については、平成１８年度からインターネット等で積極的に情報開示するよう公社に要請する。

併せて、平成１８年度決算期から公社財務諸表については、時価情報を付記するよう要請する。

(3)抜本的な再発防止対策

今後（平成１８年度から）、公社に取得依頼する先行取得用地は、予算で債務負担行為として定められたもので、かつ用途、再取得時期及び再取得価格が明らかなものに限定する。また、公社との間で、これらのことを明示した用地取得依頼契約を書面で締結する。

長期保有問題に発展しかねない自主事業については、今後とも実施しないよう公社を指導する。

③住宅供給公社との統合

総務部門は既に実質的な一元化を図っているが、今後は事業部門も含め人的交流などを更に進めながら、法の制約が解消した段階で統合する。

【２　県関与の見直し】

見直しスケジュール

見直し項目	１８年度	１９年度	２０年度	２１年度以降
①事業の見直しと組織体制の再構築		●（あっせん事業の逓減）		
(1)事業の見直し（あっせん事業の逓減）	●→	→	→	→
(2)体制の再構築	●→	（県体制の充実）→	→	→
		（公社退職不補充）		
②長期保有地問題の抜本的な対策		関係部局との連携・処理		
(1)抜本的な処理対策	●→	→	→	→
(2)積極的な情報開示	●→	（継続実施）→	→	→
(3)抜本的な再発防止対策	●→	→	→	→
③住宅供給公社との統合				
(1)実質的な一元化の継続	→	→	→	→
(2)法制約解消後の統合	（法の制約が解消した段階で統合）			

No.４０

法人名	新潟県住宅供給公社	所管課	土木部都市局建築住宅課

	委員会意見		見直し内容
1　法人の方向性	統合（No.39 新潟県土地開発公社との統合）	→	統合（No.39新潟県土地開発公社との統合）
2　県関与の見直し	－		－

委員会意見

【1　法人の方向性】

① 住宅・宅地分譲事業は、民間事業者の供給能力が伸長していることから、撤退すべきである。また、公社所有の賃貸住宅事業についても、民間賃貸住宅等の普及を考慮し、新たな整備（更新含む）は行わないこととすべき。

② 当面は、賃貸住宅等既存ストックの有効活用や保有分譲資産の早期売却に努めるとともに、県営住宅の管理代行等管理業務に特化した経営に転換を図る必要があると考える。

③ 将来的には、県営住宅や賃貸住宅を市や民間に移管することを検討すべき。

④ 従来検討している新潟県土地開発公社との統合は、法制をめぐる国の動向を見守りながら、可能な範囲で実質的な一元化を継続していくべきであり、法制度の制約がなくなった段階で、統合すべき。

【2　県関与の見直し】　　－

見直し内容

【1　法人の方向性】

① 住宅・宅地開発からは撤退済（公共事業関連を除く）。賃貸住宅についても、新たな整備は原則として行わないように要請する。

② 14年度の特別評価に基づき経営健全化計画を策定し、分譲資産の早期売却、管理業務に特化した経営への転換を進めているところであり、更なる推進を要請する。

③ 県営住宅の市町村移管については、老朽住宅の建て替えに合わせ市町村と個別に協議し、合意できたところから進めていく。
公社保有賃貸住宅の民間移管については、保有分譲資産の売却等が進み管理業務特化に一定の目処が立った段階で、検討を行う。

④ 土地開発公社とは、総務部門は既に実質的な一元化を図っているが、今後は事業部門も含め人的交流などを更に進めながら、法の制約が解消した段階で統合する。

【2　県関与の見直し】　　－

見直しスケジュール

見直し項目	１８年度	１９年度	２０年度	２１年度以降
①宅地開発からの撤退	（公共関連を除き撤退済）			
賃貸資産の整備抑制	●整備抑制			→
②分譲資産の早期売却	分譲	計画の見直し		
管理業務に特化した経営への転換	→●		健全化→●	計画の見直し
③県営住宅の市町村移管	建替計画に合わせて個別に協議・検討			
公社賃貸住宅の民間移管	当面はストック活用			→民間移管検討→●
④土地開発公社との統合	一元化の推進			→

No.４１

法人名	北越急行株式会社	所管課	総合政策部交通政策課

	委員会意見		見直し内容
1　法人の方向性	―	→	―
2　県関与の見直し	―		派遣職員の引き揚げ

委員会意見

【1　法人の方向性】

①　北陸新幹線開業後の収益シミュレーションを基にした対応策の検討が必要。【付帯意見】

【2　県関与の見直し】

②　北陸新幹線開業後に向けた対応策に一定の方向性が出た段階で、職員派遣については再検討すべき。【付帯意見】

見直し内容

【1　法人の方向性】

①　法人が検討している北陸新幹線開業後の経営計画の策定（H17予定）を受け、北陸新幹線の並行在来線への対応を踏まえ、沿線市町及び法人とともに対応策を検討する。

【2　県関与の見直し】

②　職員派遣については、19年度を最終年とする。

見直しスケジュール

見直し項目	１８年度	１９年度	２０年度	２１年度以降
①対応策の検討	法人からの報告 (並行在の基本的方向策定)	基本的方向策定 ●		対応策策定 H22 ● 並行在の経営計画策定(H 22 予定)に合わせて策定
②職員派遣	→	→	引き揚げ ●	

No.４４

法人名	長岡ニュータウン・センター株式会社	所管課	総合政策部地域政策課

	委員会意見		見直し内容
1　法人の方向性	県関与の廃止 （出資引き揚げ）	→	県関与の廃止 （出資引き揚げ）
2　県関与の見直し	―		―

委員会意見

【1　法人の方向性】

①　現在同社は、センタービル貸室業務及び公園その他施設の管理業務を行っているが、長岡ニュータウンには、現在民間の利便施設が多数進出しており、法人設立当初の目的は概ね達成されていると考えられる。また、当社が管理する利便施設も行政の関与が必要とは考えられないため、経営状況を考慮しつつ、県関与の廃止（出資引き揚げ）を検討すべきである。

【2　県関与の見直し】

見直し内容

【1　法人の方向性】

①　会社の経営状況を考慮しつつ、出資の引き揚げを検討していく。
なお、引き揚げには各株主の了解を得る必要がある。

【2　県関与の見直し】

見直しスケジュール

見直し項目	１８年度	１９年度	２０年度	２１年度以降
① 関係者との協議・調整	→	→	→	→
経営状況の把握・診断	⇢	⇢	⇢	⇢

No.４５

法人名	株式会社新潟ふるさと村	所管課	産業労働部観光振興課

	委員会意見		見直し内容
1　法人の方向性	あり方の抜本的見直し	→	経営改善に向けた方策の検討
2　県関与の見直し	財政支援の見直し		財政支援の見直し

委員会意見

【1　法人の方向性】

①　経営改善に向け、ふるさと村の施設面（アピール館も含めた施設全体）からの検討と併せて、法人のあり方を抜本的に見直す必要があると考える。

【2　県関与の見直し】

②　県から同社への無利子融資については、その縮減・解消に向けた経営改善策や県の対応方針の検討が必要である。

見直し内容

【1　法人の方向性】

①　平成18年度中に、県と法人、アピール館管理団体等で協議を行い、ふるさと村の施設面からの検討と併せて、法人の経営改善策について検討を行い、平成19年度からその検討結果を経営に反映させるよう、法人に要請する。

【2　県関与の見直し】

②　上記①の検討結果を踏まえ、無利子融資の縮減・解消に向けた経営改善策や県の対応方針について平成19年度までに検討し、一定の結論を得た上で、平成20年度予算から反映する。

見直しスケジュール

見直し項目	１８年度	１９年度	２０年度	２１年度以降
①経営改善に向けた方策の検討	*県・法人等で検討* →	●		
②財政支援の見直し	*県・法人で検討* →		●	

法人名	新潟万代島総合企画株式会社	所管課	港湾空港局振興課

	委員会意見		見直し内容
1　法人の方向性	業務の見直し	→	業務の見直し
2　県関与の見直し	派遣職員の引き揚げ		派遣職員の段階的引き揚げ

委員会意見

【1　法人の方向性】
① 指定管理者制度導入を踏まえ、業務や体制の見直しが必要であると考える。
② 朱鷺メッセの運営については、県内外の利用者から改善を求める様々な意見が出されており、県及び同社は県経済における朱鷺メッセの重要性を踏まえ、役職員に民間人を登用するなど、施設運営に民間的視点、ノウハウを導入し、ユーザーニーズに立脚して運営方法を抜本的に見直すべき。
③ 現在の同社の収支構造は結果責任や経営努力が反映しづらい仕組みであり、見直しが必要。
④ 県経済の発展のためには、利用者の増加や、それに向けた誘致広報活動が重要であるので、今後とも取組を強化・継続するとともに、県の所管部局の変更（ソフト事業を所管する部局への変更）も検討すべき。【付帯意見】
⑤ 指定管理者の公募結果により、法人の役割、業務存続の状況を踏まえ、法人のあり方を検討すべき。【付帯意見】

【2　県関与の見直し】
⑥ 同社の自主的な運営管理を促す観点から、指定管理者の公募時には、現在派遣している県職員を引き揚げるべき。

見直し内容

【1　法人の方向性】
①② 平成18年度の指定管理者の指定に合わせて、業務執行体制や施設の運営方法の見直しを行うよう法人に要請している。法人では、民間職員の採用、主催者支援体制や業務執行体制の強化､施設運営方法の見直しなどを行うこととしている。
③ 結果責任や経営努力がわかりやすい収支構造にするために、利用料金制の範囲拡大、維持管理費の負担区分の見直しによる県負担額の削減及び施設毎の区分経理などについて、18年度から実施するよう要請している。
④ 誘致広報活動については、今後も県と管理者が緊密に連携し、役割分担を明確にしながら主催者への効率的・集中的な訪問活動を行うなど、利用者増加に向けた取組を行う。法人では、コンベンション誘致経験者を採用するなど、更なる誘致体制の強化に努めることとしている。
また、所管部局の変更については、18年度中に実施する19年度からの指定管理者の公募結果や、朱鷺メッセの諸課題への対応等を踏まえながら検討する。
⑤ 指定管理者の公募においては、①～③までの要請事項を要件として公募することとしている。今後の法人のあり方については、公募結果を踏まえた上で抜本的に検討する。

【2　県関与の見直し】
⑥ 公募による指定管理者に移行する18年度末までに、派遣職員を引き揚げる。

見直しスケジュール

見直し項目	１８年度	１９年度	２０年度	２１年度以降
①②③業務体制、運営方法、収支構造の見直し	*指定*　*公募* ● ●	●*公募結果を踏まえた体制への移行*		
④誘致広報への取組、所管部局の変更	*指定*　*公募* ● ●	*公募結果に基づく検討* →	→	→
⑤法人のあり方の検討	*公募* ●	*結果に基づく検討* →		
⑥派遣職員の引き揚げ	●削減	● *引き揚げ*		

No.４９

法人名	株式会社新潟国際貿易ターミナル	所管課	港湾空港局港湾課

	委員会意見		見直し内容
1　法人の方向性	業務の見直し	→	業務の見直し
2　県関与の見直し	代表就任の見直し		代表就任の見直し 役員就任の見直し

委員会意見

【1　法人の方向性】

①　新潟東港コンテナターミナルの管理運営を主目的として設立された法人であり、指定管理者制度の導入を踏まえ、業務や体制の見直しが必要。
②　指定管理者の公募結果により、法人の役割、業務の存続の状況を踏まえ、法人のあり方を検討すべき。【付帯意見】

【2　県関与の見直し】

③　法人の自立性確保、経営の強化の観点から、県（副知事）の代表就任を見直すべき。
④　県職員の取締役就任も同様の観点から、縮減すべき。

見直し内容

【1　法人の方向性】

①　同社では指定管理者制度に伴い付加されるガントリークレーン等施設設備の維持管理業務に迅速かつ低廉に対応するため機械専門職を採用したり、指定管理者制度に円滑に移行するための研修を実施するなど体制整備や業務の効率的執行に取り組んでいる。県としても、月次報告等を通じて課題の把握に努め、的確に指導してまいりたい。
②　指定管理者に指定されたことを踏まえ､月次報告等を通じて課題の把握に努め､より一層適正かつ効率的な業務執行にあたるよう的確に指導してまいりたい。

【2　県関与の見直し】

③　現在の役員任期が満了するまでに適任者の人選に努めるよう要請する。
④　現在、県職員２名が非常勤取締役に就任しているが、次回総会までに、業務上の関連性の強さ等を勘案したうえで、就任すべき県職員数を１名に絞り込むよう要請する。

見直しスケジュール

見直し項目	１８年度	１９年度	２０年度	２１年度以降
①業務・体制の見直し	*実施済み*			
②法人のあり方の見直し				
③代表就任の見直し	→	→ *適任者を検討*		
④役員就任の見直し	*方針決定済み*			

No.５０

法人名	新潟空港ビルディング株式会社	所管課	港湾空港局空港課

	委員会意見		見直し内容
1　法人の方向性	―	→	―
2　県関与の見直し	代表就任の見直し		代表就任の見直し

委員会意見

【1　法人の方向性】

【2　県関与の見直し】

①　経営改善の状況を踏まえつつ、法人の自立性確保、経営の強化の観点から、県（副知事）の代表就任を見直すべき。

見直し内容

【1　法人の方向性】

【2　県関与の見直し】

①　県、新潟市及び銀行団との間の合意により進められている支援スキーム（平成19年度まで）による経営状況の改善を踏まえつつ、上記支援スキームの完了後の銀行団による融資継続を確認した後、県（副知事）の代表就任を見直すこととし、平成21年度以降に適任者の登用を図るよう要請する。
**　なお、多額の出資を行う立場から、経営にチェックを及ぼす必要性は大きいことから、引き続き、県からの取締役就任を継続する。**

見直しスケジュール

見直し項目	１８年度	１９年度	２０年度	２１年度以降
①代表就任の見直し			→ 適任者の検討	●登用

参考資料

県出資法人（対象50法人）に対する県関与の状況

1　民法法人

単位：千円

No	名　　称	所管部局	出資金の状況（H17.6.1現在）			県関与の状況（③以外はH17.6.1現在）						
						①役員就任			②職員派遣		③財政支援	
			全体	うち新潟県	県比率		人数	代表就任		人数	(H15)	百万円
1	(社) 新潟県私学振興会	総　務　部	403,721	140,000	34.7%	◎	1	―	―	―	―	―
2	(財) ニューにいがた振興機構	総 合 政 策 部	2,357,700	2,330,400	98.8%	◎	5	―	◎	12	◎	85
3	(財) 新潟県国際交流協会	総 合 政 策 部	1,398,400	1,190,900	85.2%	◎	3	◎	◎	2	◎	27
4	(財) 環日本海経済研究所	総 合 政 策 部	3,608,849	3,000,000	83.1%	◎	2	―	◎	2	◎	138
5	(財) 新潟テレトピア振興協会	総 合 政 策 部	315,500	40,000	12.7%	◎	1	―	―	―	―	―
6	(財) 新潟県文化振興財団	県民生活･環境部	2,010,000	2,010,000	100.0%	◎	4	◎	◎	42	◎	31
7	(財) 新潟県女性財団	県民生活･環境部	115,041	98,982	86.0%	◎	2	―	◎	1	◎	31
8	(財) 柏崎原子力広報センター	県民生活･環境部	200,000	150,000	75.0%	◎	2	―	―	―	―	―
9	(財) 新潟県交通遺児基金	県民生活･環境部	180,000	60,000	33.3%	◎	4	◎	―	―	―	―
10	(財) 新潟県環境保全事業団	県民生活･環境部	150,000	50,000	33.3%	◎	3	―	◎	4	―	―
11	(財) 新潟県消防設備協会	県民生活･環境部	21,740	3,000	13.8%	―	―	―	―	―	―	―
12	(財) 新潟県長寿社会振興財団	福 祉 保 健 部	340,812	274,205	80.5%	◎	3	◎	―	―	◎	40
13	(財) 新潟県生活衛生営業指導ｾﾝﾀｰ	福 祉 保 健 部	5,240	2,500	47.7%	―	―	―	―	―	―	―
14	(財) 新潟県国民年金福祉協会	福 祉 保 健 部	2,100	500	23.8%	―	―	―	―	―	―	―
15	(財) 新潟県臓器移植推進財団	福 祉 保 健 部	156,679	20,500	13.1%	◎	3	―	―	―	―	―
16	(財) 新潟県歯科保健協会	福 祉 保 健 部	19,513	2,000	10.2%	◎	5	―	―	―	―	―
17	(財) 新潟県成人病予防協会	福 祉 保 健 部	140,802	1,000	0.7%	◎	5	―	◎	5	―	―
18	(財) にいがた産業創造機構	産 業 労 働 部	258,972	258,972	100.0%	◎	3	◎	◎	31	◎	618
19	(財) 新潟勤労者福祉振興協会	産 業 労 働 部	500,000	250,000	50.0%	◎	1	―	―	―	―	―
20	(財) 新潟県雇用環境整備財団	産 業 労 働 部	552,850	250,000	45.2%	◎	1	―	―	―	―	―
21	(財) 十日町地域地場産業振興センター	産 業 労 働 部	33,000	10,000	30.3%	◎	1	―	―	―	―	―
22	(財) 新潟県県央地域地場産業振興センター	産 業 労 働 部	44,000	10,000	22.7%	◎	1	―	―	―	―	―
23	(財) にいがた森林整備担い手財団	農 林 水 産 部	2,000,000	1,950,000	97.5%	◎	3	◎	―	―	―	―
24	(財) 新潟県水産振興基金	農 林 水 産 部	2,234,703	2,174,503	97.3%	◎	4	◎	―	―	―	―
25	(社) 新潟県農林公社	農 林 水 産 部	352,470	312,700	88.7%	◎	4	◎	◎	2	◎	634
26	(社) 新潟県農作物価格安定協会	農 林 水 産 部	1,356,740	794,360	58.5%	◎	3	―	―	―	―	―
27	(社) 新潟県畜産協会	農 林 水 産 部	356,320	118,500	33.3%	◎	1	―	―	―	―	―
28	(財) 新潟県建設技術センター	土　木　部	3,000	3,000	100.0%	◎	2	―	―	―	―	―
29	(財) 新潟県都市緑花センター	土　木　部	586,992	402,500	68.6%	◎	2	―	◎	5	―	―
30	(財) 新潟県下水道公社	土　木　部	69,600	34,800	50.0%	◎	3	―	―	―	―	―
31	(財) 新潟県建築住宅センター	土　木　部	10,500	5,000	47.6%	◎	2	―	―	―	―	―
32	(財) 新潟県埋蔵文化財調査事業団	教 育 委 員 会	30,000	30,000	100.0%	◎	9	◎	◎	32	―	―
33	(財) 新潟県体育協会	教 育 委 員 会	26,900	15,000	55.8%	◎	3	◎	◎	12	―	―
34	(財) 新潟県暴力追放運動推進センター	警　察　本　部	502,600	450,000	89.5%	◎	3	―	―	―	◎	11
	小　計		20,344,744	16,443,322			89			150		1,615

2　特別法に基づく法人

単位:千円

No	名称	所管部局	出資金の状況（H17.6.1現在）			県関与の状況（③以外はH17.6.1現在）						
			全体	うち新潟県	県比率	①役員就任			②職員派遣		③財政支援	
							人数	代表就任		人数	(H15)	百万円
35	新潟県信用保証協会	産業労働部	25,984,718	4,797,098	18.5%	◎	1	ー	ー	ー	ー	ー
36	(職) 新潟情報処理開発財団	産業労働部	100,000	15,000	15.0%	◎	1	ー	ー	ー	ー	ー
37	新潟県漁業信用基金協会	農林水産部	554,450	202,850	36.6%	◎	2	ー	ー	ー	ー	ー
38	新潟県農業信用基金協会	農林水産部	4,784,920	575,700	12.0%	◎	3	ー	ー	ー	ー	ー
39	新潟県土地開発公社	土木部	30,000	30,000	100.0%	◎	3	ー	ー	ー	ー	ー
40	新潟県住宅供給公社	土木部	50,750	50,200	98.9%	◎	3	ー	ー	ー	ー	ー
	小計		31,504,838	5,670,848			13			0		0

3　商法法人

単位:千円

No	名称	所管部局	出資金の状況（H17.6.1現在）			県関与の状況（③以外はH17.6.1現在）						
			全体	うち新潟県	県比率	①役員就任			②職員派遣		③財政支援	
							人数	代表就任		人数	(H15)	百万円
41	北越急行 (株)	総合政策部	4,568,000	2,505,000	54.8%	◎	1	ー	◎	1	ー	ー
42	佐渡汽船 (株)	総合政策部	500,000	250,000	50.0%	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
43	粟島汽船 (株)	総合政策部	65,000	10,000	15.4%	◎	1	ー	ー	ー	ー	ー
44	長岡ニュータウン・センター (株)	総合政策部	1,000,000	60,000	6.0%	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
45	(株) 新潟ふるさと村	産業労働部	300,000	90,000	30.0%	◎	1	ー	ー	ー	◎	1,000
46	日本海エル・エヌ・ジー (株)	産業労働部	12,000,000	2,000,000	16.7%	◎	1	ー	ー	ー	ー	ー
47	新潟木材倉庫 (株)	農林水産部	20,000	10,000	50.0%	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
48	新潟万代島総合企画 (株)	港湾空港局	200,000	100,000	50.0%	◎	1	ー	◎	5	ー	ー
49	(株) 新潟国際貿易ターミナル	港湾空港局	1,636,800	728,800	44.5%	◎	3	◎	ー	ー	ー	ー
50	新潟空港ビルディング (株)	港湾空港局	2,000,000	666,667	33.3%	◎	1	◎	ー	ー	◎	127
	小計		22,289,800	6,420,467			9			6		1,127

50法人合計	74,139,382	28,534,637			111			156		2,742

※①の役員就任は、基準日後に就任した（する予定を含む）場合も含めています。

※③の財政支援は、補助・負担金の中の「運営費補助」「運用益差額補助」、及び「財政支援的貸付金」としています。
　なお、H15に財政支援のあった法人でも、H17予算までに事業費補助化された法人、補助を廃止した法人は除いています。